

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十七号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県立学校（」の下に「徳島県立しらさぎ中学校及び」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。